



Grant Thornton

An instinct for growth™

失業保険、移転価格、税務、および、 税務調査・特別税務調査確認書へ の署名前の措置規定に関する最新 ガイダンス情報

2015年10月2日



インデックス

内容	ページ
失業保険	3
移転価格 (“TP”) および法人所得税 (“CIT”) <ul style="list-style-type: none">・ 関連者との取引を行う際の税務リスク・ 未払費用項目に関する法人所得税確定申告時の申告調整	4
個人所得税 (“PIT”) <ul style="list-style-type: none">・ ベトナムでの家賃を会社負担で支払ってもらっている場合の個人の課税所得計算方法・ 外国コントラクターからベトナムでの契約履行を任される外国人の個人所得税申告義務	5
付加価値税 (“VAT”) <ul style="list-style-type: none">・ 保税倉庫内で所有権の移転を行う場合の付加価値税率・ 駐在員事務所の銀行口座を使用して親会社のために立替払いをする際のリスク	6
税務調査・特別税務調査 <ul style="list-style-type: none">・ 不服申立の可能性のある案件に関わる税務調査・特別税務調査確認書への署名前の措置規定	7
Grant Thornton への連絡先	9

失業保険

2015年7月31日、労働・傷病兵・社会省は、職業法における失業保険に関する条項に関するガイダンスとなる Circular No. 28/2015/TT-BLDTBXHを発行しました。

Circular No. 28/2015/TT-NLDTBXH は、2015年9月15日から発効し、この Circular が規定する制度は、2015年1月1日から適用されます。

この Circular では、以下のような留意すべき新しい事項が見られます。

失業保険加入に関する規定

- 労働契約の効力発生日から**30日以内**に、労働者の失業保険加入書類を社会保険当局へ提出します。
- 2015年1月1日より前に、季節労働、または、3か月以上12か月未満の期間での一定の仕事に基づく労働契約を労働者と締結しており、その労働契約が履行中で、2015年1月1日現在での労働契約の期間が3か月以上残っている場合、雇用者は、2015年1月1日以降について、当該労働者に関わる失業保険に加入する必要があります。

失業保険の納付額

- 雇用者が決定する給与制度によって失業保険料を納付する労働者で月給額が地域別最低賃金額の20か月分より高い場合、2015年1月1日以降、雇用者および労働者は、地域別最低賃金額の20か月分を給与額として保険料を納付します。

失業保険の給付額

- 失業保険の月次給付額** = 失業保険料を納付していた失業前直近6か月の平均給与額 x 60%.

Circular 28/2015/TT-NLDTBXHでは、給付受給対象となる加入期間の留保に関して、以下のような場合についてのガイダンスをしています。

- 労働者が、失業保険給付の支給決定を受取りに来ない場合。
- 労働者が、失業保険給付を受取りに来ない場合。
- 失業保険給付を受給していない端数の加入月数がある場合。
- 失業保険給付を受給中の労働者が、社会保険当局の決定により失業保険給付の受給を停止させられた場合。

規定によって給付受給対象となる加入期間の留保を受ける労働者は、加入期間の留保手続きを行う義務があることにご留意下さい。

定期報告の様式および手続き

- この Circular では、労働者および使用者が、失業保険の手続きを行う際に使用すべき各種様式の詳細を規定しています。
- 使用者は、2015年10月1日現在雇用している労働者の状況に関して、自社事務所が所在する場所の職業サービスセンターへ、当 Circular の付表にある様式28を使用して、上述の日付から30日以内に通知する必要があります。
- 自社で働く労働者に異動があった場合、使用者は、毎月3日前に、労働者の異動状況に関して、自社事務所が所在する場所の職業サービスセンターへ、当 Circular の付表にある様式29を使用して通知する必要があります（通知時点での新暦での直近月に関する状況）。
- 労働者が50名以上減少する場合には、使用者は、遅滞なく、自社事務所が所在する場所の職業サービスセンターへ通知して、適切な助言および支援を得る必要があります。

移転価格 (“TP”) および法人所得税 (“CIT”)

関連者との取引を行う際の税務リスク

税務総局は、2015年8月10日付けOfficial Letter No. 3185/TCT-CSで、ベトナムにある会社が関連者の関係にある外国の顧客へ販売した製品を不良品のために値引する場合の付加価値税についてガイダンスをしています。

- 企業が製品を外国へ輸出する場合、輸出製品の輸出契約、税関申告書、インボイス、銀行決済商標があれば、VATは税率0%が適用されます。
- 製品を輸出した企業と外国の顧客が関連者の関係であり、輸出される製品が顧客の指示により第三者へ納品された場合で、輸出製品の不良品リストおよび販売製品の値引確認書が外国の当該第三者側により作成された場合、「実際の受取金額 / 契約上の決済金額(値引前の金額)」の比率の相当する仮払いVAT額のみが控除対象となります。
- **更に、この事例では、製品を輸出した企業は、法人所得税の納税義務、そして、移転価格税制ガイダンスである Circular 66/2010/TT-BTC による価格を確認するために、全面的な特別税務調査の対象とされました。**

関連者に該当する相手方との取引が生じる際には、毎年提出する関連者間取引開示様式で不備の無い申告を行い、そして、法人所得税およびCircular 66/2010/TT-BTCによる価格を確認すべき税務調査があった場合に、関連者間取引における市場価格を証明できるよう当該取引の市場価格を証明する書類を十分に用意しておくようお願い致します。

各社様で提出されている年次の関連者間取引開示様式に記載された申告内容、そして、市場価格確認のために用意されている関連書類が、Circular 66/2010/TT-BTCの規定に遵守しているか否かの精査を希望される場合は、ご遠慮なく、弊社 Grant Thornton Vietnamへお問い合わせ下さい。

未払費用項目に関する法人所得税確定申告時の申告調整

2015年7月31日付け Hung Yen 省税務局Official Letter No. 2184/CT-TTHTでは、未払費用(勘定科目コード355)計上した費用項目についての税務上の申告調整をガイダンスしています。

- 現行の会計制度により未払費用(勘定科目コード355)計上した費用項目については、法人所得税の申告に際して申告調整をして課税所得計算を行う。

この Official Letter No. 2184/CT-TTHT は、Hung Yen 省税務局のガイダンスですが、ハノイ市、ハイフォン市、ホーチミン市、その他各省の税務局からも同様のガイダンスが出る可能性があります。また、このガイダンスに言及して、未払費用項目に関する個別案件へのガイダンスとする可能性も考えられます。提出済みの法人所得税確定申告書の内容を精査して、法人所得税法および関連ガイダンスの規定を遵守した適切で不備の無い申告になっているか否かの確認をされることをお勧め致します。

各種税務リスクのレビューをご希望される場合には、是非とも、弊社 Grant Thornton Vietnamへお問い合わせ下さい。



個人所得税 (“PIT”)

ベトナムでの家賃を会社負担で支払ってもらっている場合の個人の課税所得計算方法

2015年8月7日付け税務総局 Official Letter No. 3171/TCT-TNCNでは、外国人に対する家賃の課税所得への計算方法についてガイダンスしていますが、2015年4月13日付け Official Letter No. 1348/TCT-TNCNのガイダンス内容を再確認しています。

具体的な税務総局のガイダンスは以下の通りです。

- 日本ベトナム居住者となる日本人が、親会社からベトナム赴任の辞令を受けた個人であり(ベトナムでのみ仕事をしており、親会社およびベトナム子会社の双方から所得を得ている)、
- 在ベトナム子会社が当該日本人の家賃を会社負担で支払う場合、在ベトナム子会社が負担し支払う家賃は、実際に支払った金額を、個人所得税の計算に際して課税所得へ含めますが、日本の親会社およびベトナムの子会社での課税所得合計(家賃を含めない金額)の15%を上限とします。

外国人労働者の個人所得税計算方法を再確認されることをお勧め致します。



外国コントラクターからベトナムでの契約履行を任される外国人の個人所得税申告義務

2015年8月5日付けハイフォン市税務局 Official Letter No. 1105/CT-TT&HT によれば、以下の通りです。

外国コントラクターと契約した在ベトナムの会社(契約相手)側の通知義務

- 外国コントラクターへ外国人労働者に関する情報提供を要請して、外国人労働者がベトナムで仕事を開始する日から遅くとも7日前までに管轄税務当局へ通知する義務があります。

外国コントラクター側の情報提供義務

- 外国コントラクターは、外国人労働者に関する情報(氏名、国籍、パスポート番号、仕事をする期間、職務、および、所得)を、契約相手へ提供する義務があります。

外国コントラクターの従業員側の義務

- ベトナムでの契約履行のために外国コントラクターからベトナムでの仕事を任されて、ベトナム源泉所得(所得の受取り場所がベトナムか外国かに関わらず)を持つ外国人は、在ベトナム契約相手との労働契約を締結して所得を得ている訳ではないため、個人所得税の税務登録、申告および納税は自らがを行い、契約相手への手続き委任はできません。

上記の Official Letter No. 1105/CT-TT&HT はハイフォン市税務局のガイダンスですが、他の地方税務局も、外国コントラクターの従業員に関わる個人所得税の申告義務、そして、外国コントラクターと契約をした在ベトナムの会社(契約相手)の通知義務に関して、同様のガイダンスを発行しています。

その他地方税務局のガイダンスの中には、外国コントラクターの従業員が申告を怠った場合、外国コントラクターと契約した在ベトナムの会社(契約相手)が通知義務を十分に履行しなかったとして、契約相手に対して個人所得税の責任を負うよう要請する内容のものもあります。

付加価値税 (“VAT”)

保税倉庫内で所有権の移転を行う場合の付加価値税率

2015年7月10日付けハノイ市税務局 Official Letter No. 45107/CT-HTr では、以下のような事例に対するガイダンスをしています。

外国(日本)から商品、原料を輸入して保税倉庫(Bac Ninh省Tien Son ICD)への搬入手続きを行い、その後、保税倉庫の中で、在ベトナムの買手への所有権の移転を行った場合、

- 買手がベトナム企業(非関税区内の企業では無いベトナム企業)であっても非関税区内の企業であっても、保税倉庫内での商品の所有権移転は、VAT非課税対象となります。
- 販売側の会社は、VATインボイスを発行する際、決済金額となる販売金額の箇所のみ記入して、VAT税率およびVAT額の箇所へは記入せずにバツ印の線引きをします。

保税倉庫内で物品の売買を行う際の付加価値税率にご留意下さい。その他、保税倉庫内での購入に対する決済時に外国契約者税の納税義務が発生する可能性があることにもご留意下さい。

駐在員事務所の銀行口座を使用して親会社のために立替払いをする際のリスク

駐在員事務所の活動および銀行口座開設に関する2015年8月7日付け税務総局 Official Letter No. 3184/TCT-CS

- 駐在員事務所は、ベトナムで認可された銀行で、支出専用の外貨口座および支出専用のベトナムドン口座を開設することができますが、これらの口座は、駐在員事務所の活動のためにのみ使用することができます。
- 税務総局の考え方によれば、駐在員事務所が、外国にある親会社に代わって立替払いができるという規定はありません。

税務リスク管理のために 銀行決済・非現金決済の方法について留意されることをお勧め致します。



税務調査・特別税務調査

不服申立の可能性のある案件に関わる税務調査・特別税務調査確認書への署名前の措置規定

不服申立の可能性のある案件に関わる税務調査・税務特別調査確認書への署名前の措置規定を定める税務総局 Decision No. 1276/QĐ-TCT が発行されました。この規定は2015年7月16日から発効します。

この規定で留意すべき事項について概要をご案内致します。税務当局による税務調査や税務特別調査がますます強化されている中で、この規定の内容がご参考になれば幸いです。

この規定を発行するにあたっての税務総局の考え方は以下の通りです。

- 税務調査チーム・特別税務調査チームが、税法の規定通りの処置を行わず、納税者に対して迷惑や面倒をかけることを抑止することを目的としています。
- この規定は、各種税務行政決定に対する納税者の不服申立実施の際の納税者の合法的な権利に影響を与えるものではありません。
- 納税者と税務当局との間で解釈の相違がある問題について、納税者が不服申立を実施する前に、各レベルの税務当局間で意見交換をして意見の一致を見た場合には、税務調査・税務特別調査の結果確認書や結論、そして、税務処理決定の署名後における納税者の不服申立を抑制することができます。

不服申立の可能性が考えられるいくつかの場合：

1. 法令文書には規定が無いにも関わらず、税務調査チーム・特別税務調査チームが処置をした場合。
2. 納税者による法令文書の解釈が、法令文書の規定に適していない場合。
3. 同等の法的効力を持つ法令文書が、同じ問題に対して異なる規定をしている場合。
4. 税務当局が専門分野の見解を問い合わせる依頼書を送付しているが、管轄当局からの回答がまだ無い場合。
5. 管轄当局(国家監察当局、国家監査当局など)の要請により処置するために実施される税務調査・特別税務調査だが、納税者が、管轄当局から要請されている処置の法的根拠に異議をもっている場合。
6. 納税者が意見を留保する場合。
7. 納税者が、税務調査・特別税務調査の確認書に署名しない場合。納税者が、税務当局の税務措置決定、行政違反処罰決定を実施しない場合。
8. 税務当局と納税者の間で意見の相違が残ったまま推計課税となる場合。
9. 納税者が、関連当局への問い合わせ文書を提出しており(税務調査・特別税務調査の決定発行前に)、実施根拠となる回答文書をまだ受け取っていない場合。
10. 同じ内容の問題について、異なる年度を対象とした税務調査が異なるチームにより実施されて、処置方法が異なるなど、税務調査チーム長・特別税務調査チーム長の判断により不服申立の可能性があると考えられるその他の場合。

税務調査・特別税務調査 (続き)

不服申立の可能性のある案件に関わる税務調査・特別税務調査確認書への署名前の措置規定

処置の原則、処理の手順および手続きに関するいくつかの留意事項:

1. 税務調査・特別税務調査の実施により不服申立の可能性があると判断される場合には、以下の原則によって処理します。
 - 法令文書の規定および本規定の内容通りの手順に従うこと。
 - 下部レベルから上部レベルへと案件を上げること。
 - 下部レベルを経ないで上部レベルへ提出された文書は処理しないこと。
 - 税務調査・特別税務調査は、監察法、租税管理法、調査・特別調査の手順規定、および、関連施行細則に従い実施すること。
2. 数字確認のための確認書へ署名する際に納税者が税務処理に関する税務調査チーム側の意見に同意しない場合、意見の相違がある部分について確認書へ記載し(意見が一致した内容、意見が相違している内容、処理の根拠、および、納税者の意見を明記する)意見が相違する内容に関連する書類や資料を十分に収集すること。
3. 税務調査・特別税務調査の過程で、意見が相違する内容に対する税務局幹部からの意見を待つ間;

税務調査・特別税務調査の延長決定を発行する必要が無い場合については、税務調査・特別税務調査の実施期間が終了したら、税務調査チーム長は、税務調査・特別税務調査の手順規定が規定する時間内に確認書への署名をする必要がありますが、**確認書の中に特別の箇所を設けて、意見が相違する内容を記載し、税務調査・特別税務調査の結果とは切り離します。**税務局幹部からの返答文書を受け取ったら、遅くとも5営業日以内に、税務調査チーム・特別税務調査チームは、納税者との間で確認書への付属書を作成して、法令の

規定に基づいた処理を進める責任を負います。

4. 税務調査・特別税務調査の確認書が正式に発行されてから5営業日経ても納税者が署名しない場合、行政違反の罰則処分を受けます。

税務当局による税務調査・特別税務調査の決定が正式に発行される前に、契約書、インボイス、証票、税務申告書、そして、自社の納税義務を説明・証明するその他資料のレビューを希望される場合には、ご遠慮なく弊社 Grant Thornton (Vietnam) の税務専門家へお問い合わせ下さい。

また、弊社 Grant Thornton (Vietnam) では、税務調査・特別税務調査の過程においても、税務当局に対して御社の納税義務を説明するご支援をさせて頂けます。

コンタクト

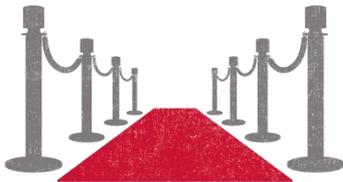
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Ha Noi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Nguyen Nhat Le

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1685
E Le.Nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Centre
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 8 3910 9100
F +84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

Questions & feedback

